

1. 維持管理計画

- (1) 埋立地において、埋立物の飛散、流出、悪臭の発散、衛生害虫(ねずみ、ハエ、蚊等)の発生を防止するために、埋立物に覆土すると共に埋立物地上部に覆蓋を設置する。また、火災発生に備えて、消火設備を設ける。
- (2) 埋立地内にみだりに人が立ち入ることのないように、周囲にネットフェンスを設置する。
- (3) 一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札は、常に見えやすい状態としておく。表示事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換えを行う。
- (4) 埋立物の流出を防止する締切土堰堤は、定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合は、速やかに必要な措置を講ずる。また、地震、台風などの異常事態の直後には、速やかに点検を実施する。
- (5) 遮水設備について、定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合は、速やかに補修を行うものとする。なお、廃棄物を埋め立てる前には、この遮水工を損壊しないために保護砂 50cm を行う。
- (6) 埋立地に地下水質点検人孔を設置することにより、定期的に地下水の水質検査を行う。

① 埋立開始前

| 測定項目 | 測定頻度 |
|---|---------|
| 地下水など検査項目 アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ダイオキシン類、ホウ素、フッ素 | 1年に1回以上 |
| 電気伝導率 塩化物イオン | |

② 埋立開始後

| 測定項目 | 測定頻度 |
|--|----------|
| 地下水など検査項目 アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ダイオキシン類、ホウ素、フッ素、1・4-ジオキサン、クロロエチレン | 1年に1回以上 |
| 電気伝導率 塩化物イオン | 1ヶ月に1回以上 |

- ③ 埋立処分開始後、電気伝導率または塩化物イオン濃度に異常が認められた場合は、速やかに地下水など検査項目についても行う。
- (7) 地下水など検査項目にかかる水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、その原因の調査のほか、生活環境の保全上必要な措置を講じる。
- (8) 浸出水は、工場棟に設置される排水処理設備で前処理後、搬出し、公共下水道終末処理場(吉賀町公共下水道)に投入することから、下水道投入基準に必要となる水質に適合するように維持管理を行い、処理水は定期的に水質検査を行う。

① 処理水の水質検査

| 測定項目 | 測定頻度 |
|---|----------|
| ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物類含有量)、ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量)、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、フッ素、大腸菌群数、窒素、燐、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類、ホウ素、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1・4-ジオキサン | 1年に1回以上 |
| PH、BOD、COD、SS | 1ヶ月に1回以上 |

*水質等の基準については別表参照

*1年に2回以上測定するものについては別途協議により項目を決定する。

- (9) 横型ガス抜管(横型排水管兼用)、法面ガス抜管(保有水排水管(法部)兼用)により、埋立地から発生するガスを排除する。
- (10) 埋立処分が終了すると、最終覆土としておおむね 50cm を行う等の措置をとる。また、これが損壊するのを防ぐために必要な措置を講ずる。
- (11) 埋め立てられた廃棄物の種類、数量、および最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当施設の廃止まで保存する。

別表　　処理水の投入基準

放流水の水質について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値

| 項目 | 単位 | 吉賀町下水道 投入基準 | 維持管理基準 |
|--------------------------|-------------------|----------------|----------|
| 温度 | ℃ | 45 未満 | 45 未満 |
| P H M i n | | 5 以上 | 5.8 以上 |
| P H M a x | | 9 未満 | 8.6 以下 |
| B O D | mg/L | 300 未満 | 20 以下 |
| C O D | mg/L | — | 90 以下 |
| S S | mg/L | 200 未満 | 30 以下 |
| ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類) | mg/L | 5 以下 | 5 以下 |
| ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類) | mg/L | 30 以下 | 30 以下 |
| フェノール類 | mg/L | 5 以下 | 5 以下 |
| 銅 | mg/L | 3 以下 | 3 以下 |
| 亜鉛 | mg/L | 2 以下 | 2 以下 |
| 溶解性鉄 | mg/L | 10 以下 | 10 以下 |
| 溶解性マンガン | mg/L | 10 以下 | 10 以下 |
| クロム | mg/L | 2 以下 | 2 以下 |
| フッ素 | mg/L | 8 以下 | 8 以下 |
| 大腸菌群数 | 個/cm ³ | — | 3,000 以下 |
| 窒素 | mg/L | 240 未満 | 120 以下 |
| 燐 | mg/L | 32 未満 | 16 以下 |
| カドミウム及びその化合物 | mg/L | 0.03 以下 | 0.03 以下 |
| シアソ化合物 | mg/L | 1 以下 | 1 以下 |
| 有機燐化合物 | mg/L | 1 以下 | 1 以下 |
| 鉛及びその化合物 | mg/L | 0.1 以下 | 0.1 以下 |
| 六価クロム化合物 | mg/L | 0.5 以下 | 0.5 以下 |
| 砒素及びその化合物 | mg/L | 0.1 以下 | 0.1 以下 |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀 化合物 | mg/L | 0.005 以下 | 0.005 以下 |
| アルキル水銀化合物 | mg/L | 検出されないこと | 検出されないこと |
| P C B | mg/L | 0.003 以下 | 0.003 以下 |
| トリクロロエチレン | mg/L | 0.1 以下 | 0.1 以下 |
| テトラクロロエチレン | mg/L | 0.1 以下 | 0.1 以下 |
| ジクロロメタン | mg/L | 0.2 以下 | 0.2 以下 |

| 項目 | 単位 | 吉賀町下水道 投入基準 | 維持管理基準 |
|-----------------------------------|----------|----------------|---------|
| 四塩化炭素 | mg/L | 0.02 以下 | 0.02 以下 |
| 1・2-ジクロロエタン | mg/L | 0.04 以下 | 0.04 以下 |
| 1・1-ジクロロエチレン | mg/L | 0.2 以下 | 0.2 以下 |
| シス-1・2-ジクロロエチレン | mg/L | 0.4 以下 | 0.4 以下 |
| 1・1・1-トリクロロエタン | mg/L | 3 以下 | 3 以下 |
| 1・1・2-トリクロロエタン | mg/L | 0.06 以下 | 0.06 以下 |
| 1・3-ジクロロプロペン | mg/L | 0.02 以下 | 0.02 以下 |
| チウラム | mg/L | 0.06 以下 | 0.06 以下 |
| シマジン | mg/L | 0.03 以下 | 0.03 以下 |
| チオベンカルブ | mg/L | 0.2 以下 | 0.2 以下 |
| ベンゼン | mg/L | 0.1 以下 | 0.1 以下 |
| セレン及びその化合物 | mg/L | 0.1 以下 | 0.1 以下 |
| ホウ素及びその化合物 | mg/L | 10 以下 | 10 以下 |
| アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | mg/L | — | 100 以下 |
| 1・4-ジオキサン | mg/L | 0.5 以下 | 0.5 以下 |
| ダイオキシン類 | pg-TEQ/L | 10 以下 | 10 以下 |

別表 地下水の基準

地下水の水質について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値

| 項目 | 単位 | 吉賀町下水道 投入基準 | 維持管理基準 |
|----------------|----------|----------------|-----------|
| フッ素 | mg/L | 0.8 以下 | 0.8 以下 |
| カドミウム | mg/L | 0.003 以下 | 0.003 以下 |
| 全シアン | mg/L | 検出されないこと | 検出されないこと |
| 鉛 | mg/L | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| 六価クロム化合物 | mg/L | 0.02 以下 | 0.02 以下 |
| 砒素 | mg/L | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| 総水銀 | mg/L | 0.0005 以下 | 0.0005 以下 |
| アルキル水銀 | mg/L | 検出されないこと | 検出されないこと |
| P C B | mg/L | 検出されないこと | 検出されないこと |
| トリクロロエチレン | mg/L | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| テトラクロロエチレン | mg/L | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| ジクロロメタン | mg/L | 0.02 以下 | 0.02 以下 |
| 四塩化炭素 | mg/L | 0.002 以下 | 0.002 以下 |
| 1・2-ジクロロエタン | mg/L | 0.004 以下 | 0.004 以下 |
| 1・1-ジクロロエチレン | mg/L | 0.1 以下 | 0.1 以下 |
| 1・2-ジクロロエチレン | mg/L | 0.04 以下 | 0.04 以下 |
| 1・1・1-トリクロロエタン | mg/L | 1 以下 | 1 以下 |
| 1・1・2-トリクロロエタン | mg/L | 0.006 以下 | 0.006 以下 |
| 1・3-ジクロロプロペン | mg/L | 0.002 以下 | 0.002 以下 |
| チウラム | mg/L | 0.006 以下 | 0.006 以下 |
| シマジン | mg/L | 0.003 以下 | 0.003 以下 |
| チオベンカルブ | mg/L | 0.02 以下 | 0.02 以下 |
| ベンゼン | mg/L | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| セレン | mg/L | 0.01 以下 | 0.01 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | mg/L | 10 以下 | 10 以下 |
| ホウ素 | mg/L | 1 以下 | 1 以下 |
| 1・4-ジオキサン | mg/L | 0.05 以下 | 0.05 以下 |
| クロロエチレン | mg/L | 0.002 以下 | 0.002 以下 |
| ダイオキシン類 | pg-TEQ/L | 1 以下 | 1 以下 |

別表 ダイオキシン類の基準

| 異性体 | | 略号 | 基準値 (放流水) |
|-----------------------|-------------|-----------------------|--------------|
| PCDDs | PCDFs | 2,3,7,8-TeCDD | 10pg-TEQ/L以下 |
| | | 1,2,3,7,8-PeCDD | |
| | | 1,2,3,4,7,8-HxCDD | |
| | | 1,2,3,6,7,8-HxCDD | |
| | | 1,2,3,7,8,9-HxCDD | |
| | | 1,2,3,4,6,7,8-HpCDD | |
| | | OCDD | |
| | | 2,3,7,8-TeCDF | |
| | | 1,2,3,7,8-PeCDF | |
| | | 2,3,4,7,8-PeCDF | |
| コ プ ラ ナ リ | P C B | 1,2,3,4,7,8-HxCDF | 10pg-TEQ/L以下 |
| | | 1,2,3,6,7,8-HxCDF | |
| | | 1,2,3,7,8,9-HxCDF | |
| | | 2,3,4,6,7,8-HxCDF | |
| | | 1,2,3,4,6,7,8-HpCDF | |
| | | 1,2,3,4,7,8,9-HpCDF | |
| | | OCDF | |
| | | 3,4,4',5-TeCB | |
| | | 3,3',4,4'-TeCB | |
| | | 3,3',4,4',5-PeCB | |
| ノンオルト体 | モノオルト体 | 3,3',4,4',5,5'-HxCB | |
| | | 2',3,4,4',5-PeCB | |
| | | 2,3',4,4',5-PeCB | |
| | | 2,3,3',4,4'-PeCB | |
| | | 2,3,4,4',5-PeCB | |
| | | 2,3',4,4',5,5'-HxCB | |
| | | 2,3,3',4,4',5-HxCB | |
| | | 2,3,3',4,4',5'-HxCB | |
| | | 2,3,3',4,4',5,5'-HpCB | |

2. 災害防護計画

- (1) 埋立地内にみだりに人が立ち入ることのないように、周囲にネットフェンスを設置する。
- (2) 一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札を入口の見えやすい箇所に設置する。
- (3) 建設予定地は、地質調査結果に基づき、基礎地盤が不安定であると想定される箇所には、地盤改良(セメント固化材の注入)により、支持力を持たせるものとする。
- (4) 埋立地内には、保有水排水管を底部、法部、さらに、堅型排水管を設置することにより、埋立地内から保有水(浸出水)を排出し、埋立物の腐敗を防止する。
- (5) 埋立地内には、遮水工(遮水シート2重)を付設することにより、保有水の漏水を防ぐものとする。
- (6) 保有水排水管は、堅固で耐久力を有する構造とする。集水した保有水は、工場棟に設置される排水処理設備で前処理後、搬出し、公共下水道終末処理場(吉賀町公共下水道)に投入する。

3. 人員調書

| 配置職種名 | 人 数 | 業務内容 |
|---------|-----|---|
| 統括管理者 | (1) | 施設全体運営管理を行います。(リサイクルプラザの統括管理者と兼任可) |
| 操作・監視員 | (1) | 制御盤で埋立地内の稼動状況を監視します。(リサイクルプラザの操作・監視員と兼任可) |
| 場内見回り要員 | 1 | 埋立地内の搬入状況の監視ならびに巡回管理を行います。 |
| 合 計 | 1 | |

【構造基準】 (1／2)

| 基 準 の 内 容 | 本施設での対応 |
|---|---------|
| 1)埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。 (閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにできる囲い、杭その他の設備を設ける) | ○ |
| 2)入口の見やすい箇所に、最終処分場(遮断型最終処分場については有害な特別管理産業廃棄物又は有害な産業廃棄物の最終処分場)であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。 | ○ |
| 3)地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合は、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。 | ○ |
| 4)廃棄物の流出防止のための擁壁、堰堤その他の設備であって、次の要件を備えたものが設けられていること。 イ.自重、土圧、波力、地震等に対して構造耐力上安全であること。 ロ.廃棄物、地表水、地下水及び土壤の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。 | ○ |
| 5)埋立地から浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。 イ.廃棄物の保有水及び雨水等(保有水等)の埋立地から浸出を防止することができる次の要件を備えたしや水工またはこれと同等以上のしや水効力を有するしや水工を設けること。(ただし、埋立地の側面または底面に、不透水性地層(さらに5m以上透水係数が100n m/秒($=1\times10^{-5}\text{cm}/\text{秒}$)以下の地層若しくはルジオン値1以下の岩盤またはこれと同等以上のしや水の効力を有する地層)がある部分については、この限りではない。) (1)次のいずれかの要件を備えたしや水層を有すること。 (基礎地盤の勾配が50%以上であって、内部水位が達しない部分については、基礎地盤に吹き付けられたモルタルにしや水シートまたはゴムアスファルトが敷設されていること。) (イ)厚さ50cm以上、透水係数が10nm/秒($=1\times10^{-6}\text{cm}/\text{秒}$)以下である粘土等の層にしや水シートが敷設されていること。 (ロ)厚さ5cm以上、透水係数が1nm/秒($=1\times10^{-7}\text{cm}/\text{秒}$)以下であるアスファルトコンクリートの層にしや水シートが敷設されていること。 (ハ)不織布その他の物の表面に二重のしや水シート(二重のしや水シートの間に車両の走行等の衝撃により双方のシートが同時に損傷することを防止できる不織布その他のものが設けられているものに限る。)が敷設されていること。 (2)しや水層の下部に必要な強度を有し、平らな基礎地盤が設けられていること。 (3)しや水層の表面に遮光性を有する不織布その他のものが敷設されていること。 ロ.埋立地地下全面に、不透水性地層がある場合は、次のいずれかの要件を備えたしや水工を設けること。 (1)薬剤等の注入により、不透水性地層までの地盤のルジオン値が1以下となるまで固化されていること。 (2)厚さ50cm以上、透水係数が10nm/秒($=1\times10^{-6}\text{cm}/\text{秒}$)以下である連続壁が不透水性地層まで設けられていること。 (3)鋼矢板が不透水性地層まで設けられていること。 (4)イ.(1)から(3)に掲げる要件。 ハ.地下水よりしや水工が損傷するおそれがある場合には、管渠その地下水集排水設備を設けること。 ニ.保有水等を有効に集め速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の保有水等集排水設備を設けること。(ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる場合についても、この限りではない。) | ○ |

【構造基準】 (2／2)

| 基 準 の 内 容 | 本施設での対応 |
|---|---|
| <p>5) 埋立地から浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⓐ 保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。 Ⓑ 保有水等を次の排水基準等に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総理府令排水基準(BOD, COD, SSについては、それぞれ 60, 90, 60mg/L以下と強化) ・ 維持管理計画上の基準 | <input checked="" type="radio"/> 处理後の水質 B O D 20mg/l S S 30mg/l 廃掃法共同命令による維持管理基準以下とする。 |
| 6) 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。 | <input checked="" type="radio"/> |

【維持管理基準】（1／2）

| 基 準 の 内 容 | 本施設での対応 |
|---|---------|
| 1)埋立地外に廃棄物が飛散し、および流出しないように必要な措置を講ずること。 | ○ |
| 2)最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 | ○ |
| 3)火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えておくこと。 | ○ |
| 4)ねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。 | ○ |
| 5)囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。（閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと） | ○ |
| 6)立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え、その他必要な措置を講ずること。 | ○ |
| 7)擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 | ○ |
| 8)廃棄物を埋め立てる前にしや水工を砂、その他のものにより覆うこと。 | ○ |
| 9)しや水工を定期的に点検し、そのしや水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。 | ○ |
| 10)最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水または、地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。 イ.埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。 ロ.埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。 ハ.埋立開始後、電気伝導率または塩化物イオン濃度1月に1回以上測定・記録すること。 ニ.電気伝導率または塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。 | ○ |
| 11)地下水等検討項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査、その他の生活環境の保全場必要な措置を講ずること。 | ○ |
| 12)雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。 | ○ |
| 13)調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 | ○ |
| 14)浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 イ.放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 ロ.浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 ハ.放流水の水質検査を次により行うこと。 (1)排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。 (2)水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。 | ○ |
| 15)開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他必要な措置を講ずること。 | ○ |
| 16)通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。（ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。） | ○ |

【維持管理基準】（2／2）

| 基 準 の 内 容 | 本施設での対応 |
|--|---------|
| 17)埋立処分が終了した埋立地は、厚さが概ね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。(ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、しや水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。) | ○ |
| 18)閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。 | ○ |
| 19)埋め立てられた廃棄物の種類、数量および最終処分場の維持管理に当って行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。 | ○ |